

平成20年度教育行政執行方針

平成20年第2回東神楽町議会定例会の開会にあたり、教育行政の執行に関する主要な方針を申し上げ、町議会議員並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

今日の社会は、少子・高齢化、経済・社会情勢の急速かつ複雑な変化を始め、国民の意識や価値観の多様化等に対応するための様々な改革が進められています。特に教育においては、教育基本法及び教育関連三法を踏まえた新しい学習指導要領が改正され、「生きる力」を育くむ教育を確かなものとするため、教育各般にわたる新たな課題に適切に対応していくことが求められています。

さらに、昨年実施された全国学力・学習状況調査の結果から、知識・技能を確実に習得させる指導や活用する力を育くむ指導を更に充実させることが明らかになっています。また、学習習慣や生活習慣などの定着に課題が見られ、これまで以上に確かな学力や豊かな心など、子どもたちの「自立して生きる力」と「共に生きる心」を育んでいくことが求められています。

また、いじめの問題に関しては、いつでもどこでも起きうるという認識のもと、いじめに悩む子どもたちを守るための迅速且つ的確な対応が必要であります。

このような状況においては、家庭、学校、地域社会がそれぞれが密接に連携を図り、地域ぐるみの取組が何よりも大切でありま

す。

また、新しい時代を担う子どもたちは、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し行動できる能力を身に付け、自律心や思いやりの心など豊かな人間性を育むことが大切であります。

教育委員会といたしましては、このような教育課題に応えるため、「まちづくりは人づくり」との基本に立って、学校・家庭・地域が密接に連携・協力しそれぞれの役割を十分に果たしながら、社会教育や関係機関・団体のご理解とご協力をいただき、多様な教育活動と、新しい時代に対応した教育・文化・スポーツの充実発展に努めてまいります。

＝ 未来を拓く力を育むまちづくり ＝

学校教育について申し上げます

今日、学校教育における緊要な課題は、児童生徒が学ぶ意欲を持ち続け、生き生きと学習に取り組むことのできる環境を実現することにあります。

このため、各学校においては、学びの基礎を培う場としての役割を踏まえ、子どもたち一人一人に基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を図るとともに、活用・探究する力を調和的に高める教育の充実が求められています。

こうした観点から、教育課程の実施にあたっては、課題学習、発

展学習、体験的・問題解決的な学習、習熟度別指導・個別指導やグループ指導、TT(ティーム・ティーチング)など、一人一人の子どもたちの学習状況に応じた、きめ細かな指導方法、指導体制の工夫に努め、個に応じた指導を充実します。とりわけ教育活動を展開するにあたっては、基礎・基本をしっかりと身に付けさせ、社会で生きる実践的な力を持ち、夢や希望を実現できるよう、地域の人材や自然環境、社会教育施設などの教育資源を有効に活用してまいります。

また、「心豊かでたくましい子ども」の育成については、学校、家庭、地域が一体となって創意工夫し、地域に開かれた特色ある教育活動を通じて善悪の判断や生命を大切に作る心、人権を尊重する心などの規範意識や倫理観、他人を思いやる心や社会貢献の精神、美しいものや自然に感動する心などの豊かな人間性と社会性を育むため、心に響く道徳教育を推進するとともに、奉仕・体験活動と読書活動などの充実を図ってまいります。

さらに、子どもたちの「健やかな体」の育成については、生涯を通じて心身共に健康で安全な生活を送るための基礎を培う観点から、体力の向上や運動に親しむ体育授業の充実、自発性・自主性や運動能力の向上を図る運動部活動や少年団活動の支援に努めてまいります。

複式教育については、地域の人材や自然・文化などの教育資源

を活用し、児童一人一人の持ち味を引き出し個に応じた指導を進め、学ぶ意欲を高めるための「集合学習」や「交流学习」を取り入れるなど、小規模校の特性を生かした教育活動の推進に努めてまいります。

国際理解教育では、次代を担う児童生徒たちが国際的感覚と行動力を身に付けることが重要であります。国際社会の一員としての自覚と自国の文化に誇りをもち、他国の文化を尊重するとともに、自分の考えを表現できる基礎的な語学力を身に付けられるよう、引き続き外国人英語指導助手を配置し、英語の授業や総合的な学習の時間に派遣するなど、外国語によるコミュニケーション能力を育成してまいります。

情報教育については、教育用コンピュータの基礎的操作方法を習得するとともに、インターネットを利用した情報の収集と整理・分析を行うなどの、活用能力の育成に努めてまいります。

障害のある児童生徒の教育については、児童生徒の心身の様々な障害や発達段階など、一人一人の教育的ニーズに応じ適切な教育的支援を行う「特別支援教育」に努めてまいります。

さらに、各小・中学校に校内委員会やコーディネーターを配置し、特殊教育諸学校や医療、福祉機関、家庭等との連携を密にし

ながら一人一人の教育的ニーズに応じた適切な特別支援教育に努めてまいります。

なお、国や道の特別支援教育の体制整備等の動向を踏まえ、学校との緊密な連携を図りながら、児童生徒や保護者の教育的ニーズを適切に対応するとともに、調査研究や研修会を通じて、地域・保護者への意識啓発や理解促進に努めてまいります。

このため、「特別支援教育支援員」を昨年に引き続き東神楽小学校、東聖小学校に配置するとともに、今年度は新たに中学校に1名配置し、軽度の発達障害や学習・生活・人間関係・コミュニケーション等の面につまづきのある児童生徒に対する、授業や授業外での個別指導を通じて、より細かな支援に努めてまいります。

生徒指導については、日常的な教育活動を重視し、児童生徒のいじめ・不登校など悩みや問題行動の未然防止・早期発見・早期対応を図る指導体制の充実に努めてまいります。また、児童生徒が自己を理解し基本的な生活習慣を確実に身に付け、心身とも健康でゆとりのある生活を送ることができるよう、児童生徒一人一人のよさを見つけ伸ばすとともに、生命や人権を尊重する心や他人を思いやる心、公共のために尽くす心などのいわゆる「心の教育」を大切にする指導の充実に努めてまいります。

特に、いじめは決して許されない行為であり、どの子どもにも・どの学校にも起こり得るとの認識に立って、常日頃から児童

生徒の発する心のサインを見逃さないことが大切であります。このため、引き続き学校では全教職員の共通理解と協働体制を確立し、家庭や地域社会との連携・協力を得ながら、児童生徒に対して共感的な理解に基づく相談活動の充実に努めてまいります。

道徳教育については、豊かな人間性を育む「心の教育」の要として、児童生徒の実態を考慮しながら教育活動全体を通して道徳性の涵養を図ってまいります。特に道徳の時間においては、児童生徒の道徳的な心情を豊かにし、判断力を高める実践意欲と態度の向上を図ることによって、道徳実践力の育成に努めてまいります。

健康・安全教育については、運動の楽しさや喜びを実感できる指導・交通事故や災害防止などの継続的な安全指導の充実を図り、危険予知能力や危険回避能力を身に付けるよう努めてまいります。

また、児童生徒の登下校時等の安全確保については、「東聖・ひじり野地区防犯・交通パトロール隊」の協力を得て、東聖小学校区を対象とした下校時の重点パトロールをいただき、児童の安全が大きく向上したところであります。他の小学校区においても学校や地域、関係機関・団体等との連携を一層図り協力をいただきながら、「地域の子どもは地域で守る」という地域ぐるみの運動を推進してまいります。さらに、児童生徒の安全・安心に配慮し、

引き続き全小・中学校に AED(自動体外式除細動器)を配備いたします。

食に関する指導では、本年度から東神楽小学校に栄養教諭の配置に伴い、専門性を生かした指導体制の充実を図るとともに、献立などの工夫と栄養バランスの確保など、安全で楽しい学校給食に努めてまいります。また、学校・家庭・地域の連携を深め、食事の正しい理解と望ましい習慣、基本的マナーなどの、食生活の在り方についての指導充実に努めてまいります。

幼稚園教育については、幼児期が人間形成の基礎を培う極めて大切な時期であるとの認識に立ち、個々の幼児の発達実情等に配慮した教育課程を基に「生きる力」を育くむ指導内容の工夫・充実に努めてまいります。

このため、幼児に遊びを中心とした楽しい集団生活の中で、楽しい体験や遊びを見付けたり広げたりして喜びを味わい、思いや考えを表し、その子らしさを発揮できる育成に努めるとともに、家庭と連携して生命を大切する心、思いやりや自然にふれあう心などの、豊かな心と健康で明るくのびのびと行動する子どもの育成に努めてまいります。

また、幼稚園開放事業を通して、子育て支援や交流活動などにも取り組むとともに、他の幼児教育現場や小学校との連携を図りな

がら、教育内容等の相互理解に努め、日常の実践に生かしてまいります。

教職員の研修については、学校教育の成果が子どもの教育を直接担う教職員の資質能力に負うところが大きく、その指導力が重視されていることから、専門的知識や指導力の向上を図ることが重要であります。このため、経験年数に応じた研修等を積極的に推進し、教職員としての資質や能力の向上を一層図ってまいります。また、教師個々が、実践的な指導力を高める研修機会の充実に努めてまいります。

教育環境の整備については、平成19年度で予算措置しました、東神楽小学校耐震化改修工事及び忠栄小学校体育館屋根塗装工事を始め、学校図書の本整備や教育機材や備品など、学習環境の充実に努めてまいります。

＝ 豊かな心と夢を創造するまちづくり ＝

社会教育について申し上げます

はじめに

格差是正が叫ばれる今日、社会は改革や変化が渦巻く中で混迷を極めています。倫理観や規範意識の欠如のみならず命の軽視や人を欺く行為など目と耳を疑いたくなる事件が相次いで起き、

信頼を損ない不安を煽る「偽装」の二文字が暗い影を落としています。まさに、自浄能力を失いかけた地域や、大人自身に突きつけられたモラルのあり方が問い正されなくてはならない時代にあると言えます。その一方、スポーツをはじめとした様々な分野で、逆境をはねのけ自己の限界に挑み夢やロマンを追う青少年の頑張る姿が報じられることは、教育行政に身を置く者として非常に嬉しい限りであります。

近年、急速な少子高齢化の進展や就業形態の多様化、携帯電話やインターネットに代表される情報機器の進化など時代が大きく変化する中、青少年の健全な成長を阻害する要因も増え続け、その社会的自立の遅れが深刻化しています。また、青少年が犯罪に巻き込まれるケースや犯罪の低年齢化・凶悪化、いじめによる自殺や児童虐待など極めて憂慮すべき状況下にあることも否めませんが、次代を担う青少年を健全に育成することは全ての大人が等しく担い願うことであり責務は重大であります。

社会教育では子どもたちの自然や生活に即した直接体験を重視し、その「生きる力」を育む学習機会の提供・確保に努め、人格形成の基礎を培う家庭の重要性に鑑み、教育現場などと連携した家庭の教育力回復のための事業の実施をはじめ、これまで学校等に対する過度の依存が家庭や地域の教育力の低下に拍車をかけてきたことを省み、関係者相互の連携・協力による教育力の再生・向上や子育て支援対策重視の見地から、「地域の子どもは地域で守

り育てる」ために必要となる施策の一翼を担ってまいります。また、だれもが自分に合った学習機会を自ら選び、学び続けることのできる環境や条件の設定はもとより、学んだ成果が適切に評価され地域活動につながる町民の自己実現に寄与してまいります。

生涯学習の推進にあたっては、学習歴重視の姿勢に立つことが重要であり、人生各期における町民の多様な要求に応えられる学習機会の確保はもとより、コーディネーター機能といえる相談業務や情報の提供が大切な要素と言えます。従って今後とも、庁内機構の調整や関係機関・団体との連携により生涯学習を効果的かつ横断的に推進するための体制の充実に努めてまいります。さらに、市町村の区域を越える広域的な学習機会にも着目し、学習者や指導者あるいは地域の人材資源でもある町民の自発的かつ持続的な学習を促進してまいります。

家庭や地域の教育力に関しては、核家族化や少子化が進展する今日、家庭の役割であると考えられてきたことが家庭で行われていない現状や、過保護・過干渉、父権の弱体化、育児不安の広がりや、躰の自信喪失など家庭にかつて備わっていた力の著しい低下が懸念され、その機能の回復が重要な課題となっています。このため今後も保護者に対し、子育てに係る示唆に富む情報提供や学ぶ機会の確保はもとより、親の役割に目覚め子育ての悩みや不

安解消に役立つ相談窓口の確保に努めてまいります。また、自然や生活・社会体験が豊富な子どもほど道徳観や正義感などの資質や能力に優れていると言われることから、直接体験重視の少年教室等の開設や親子の絆を深める共同体験活動をはじめ、父親の積極的な子育て参加を促すための場の提供を通じ家庭の教育力の向上に努めます。さらに、自主性や協調性、礼儀を重んじるなど、生活面における価値ある特性を育む地域子供会やスポーツ少年団等の健全育成の場を引き続き支援してまいります。

女性の学習については、少子高齢化や拡大する社会的進出等の今日的背景が深く関わっています。ライフサイクルの変化に伴い、子育てや教育・家事・介護と仕事の両立など、生活と直結した現代的課題や男女平等参画等の社会参加に向けた意識改革や取り組みが大切となっております。従って今後も、自立した女性リーダーの発掘や必要となる各種研修機会の提供をはじめ地域に根ざした多様な活動を支え、女性の社会参加の機運づくりに寄与してまいります。

高齢者の学習については、高齢化が加速する今日、その豊かな経験や知識を生かした若年世代との交流や社会参加の機会を確保しながら、家庭や地域において孤立することなく、高齢者が生き生きと輝き健康な毎日を送れるよう、高齢者大学の開設や自治活

動を通じた多様な学習機会の提供と充実に努めてまいります。

芸術や文化の振興については、創作や発表など多彩な分野における創造的な文化活動のみならず作品鑑賞への関心が高まり、生活の中に潤いや心の豊かさを求めてく傾向が強まっています。このような願いに応え、各種文化講座の開設や芸術鑑賞会の企画をはじめ、展示ホール・ギャラリー等を活用した発表会や展覧会を催すなど、町民の創作意欲を醸成する機会の提供に努めてまいります。また、文化連盟や関係団体との連携を図りながら、総合文化祭や芸術祭などの発表の場を通じたサークルやグループ主導の自主的な文化活動を支援してまいります。

図書館を通じた学習については、奉仕業務の充実という原点に立ち、利用者の要望にきめ細かく対応した蔵書整備はもとより貸し出し冊数の増加に努め、「読まれ、親しまれる」図書館像を摸索しながら町民本位のサービス向上に徹してまいります。また、幼児から児童・生徒に至るまで読書が及ぼす影響の重要性に鑑み、長期大量貸し出しなどを通じ学校等における読書支援のための積極的な連携を図ってまいります。また、保護者への意識啓発に向け、絵本の読み聞かせ会等の読書奉仕サークルと連携した「読み聞かせの会」や関連行事等を継続的に推進してまいります。さらに、乳幼児を抱える保護者を対象とするブックスタート事業を通じ、幼い頃から読書その

ものを楽しむ環境づくりに配慮してまいります。

公民館活動の推進にあたっては、公民館が町民の最も身近にあり、魅力ある交流の場として地域コミュニティの中心的役割を果たしている現実を直視しなくてはなりません。

環境問題をはじめ食糧・消費生活・地域教育・健康・町づくりなど直面する様々な生活課題に直結した問題の解決に向けた学習や実践を重ねる中核であり、これまで地域の特性や自治機能を発揮しながら大きな成果を上げてきております。従って、公民館活動の原点は「集い・学び・結ぶ」にあるといった変わらざる普遍の理念を踏まえ、岐路に立つ時代の中にも創意工夫のある試みをはじめ、公民館相互の連携に基づいた協同事業の推奨など、地域づくりに対する持続的な支援と必要な対策を講じてまいります。

スポーツの振興についてであります。青少年を含め継続して運動を実践する・しないの二極化が進んでいる中、多くの人の関心が健康の増進や病気の予防に集まり体力づくりや余暇活動を通じたコミュニケーションを志向する傾向が一層顕著になってきています。従って、だれもが心身共に健康で快適な生活を送るために気軽に等しくスポーツに取り組むことのできる環境の創出・整備が重要な課題になっております。

このため今後も、各種コミュニティスポーツ等の大会開催や初

歩的なスポーツ教室の開設、学校体育施設の活用、ニュースポーツの普及促進などの多面的なスポーツの振興に努めてまいります。また、体育協会やスポーツ関係機関・団体との連携を図りながら、地域や団体主導のスポーツ振興の基盤を支えていくとともに、幼児から成人まで幅広い層の人々が継続的に気軽にスポーツに親しむことのできる「総合型地域スポーツクラブ」の安定的運営のため、指導者の発掘やその確保・充実に努めてまいります。

社会教育関係施設については、総合体育館の耐震改修とアリーナの床改修工事を実施してまいります。また、地区公民館をはじめとする地域から要望のある施設の改修や設備の充実に努めることはもとより、毎日の生活に欠かせない学習関係施設の安全で快適な利用が確保されるよう、適正な運営・管理に最善を尽くしてまいります。

以上、平成20年度における教育行政の執行に関し基本となる考えを申し上げましたが、町民の皆様をはじめ関係各位の信頼と負託に応えられるよう、本町の教育・文化・スポーツの振興に最善を尽くす所存であります。どうか町議会議員各位の一層のご理解・協力を心からお願い申し上げます、教育行政の執行方針といたします。

平成20年度

教育行政執行方針

東神楽町教育委員会

町 民 憲 章

わたくしたちは、東神楽町民であることに誇りと責任をもち、この憲章をかかげて先人の遺業をつぎ、明るく住みよい郷土をつくることに励みましょう。

- 1 希望をもってたゆまず自分をみがきましょう
- 1 元気で働き豊かな家庭をつくりましょう
- 1 きまりを守り明るい郷土を築きましょう
- 1 いたわりあって楽しい社会をつくりましょう
- 1 感謝の心で自然の恵みをたたえましょう